

## 第 7 回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 議事概要

日 時 : 平成 28 年 3 月 29 日 (火) 17:30~18:30  
場 所 : 中央合同庁舎第 3 号館 11 階 特別会議室  
出席委員 : 山内委員長、酒井委員長代理、安部委員、植竹委員、加藤委員、興津委員、  
河野委員、住野委員、松田委員、水野委員、村木委員、上杉委員 (代理出席)

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- 最低保有車両数の見直しについては、今後、さらなるデータの精査が必要。
- 街頭監査の結果等を鑑みるに、事業者の意識改革が必要。
- 大学では、eラーニングを受験しないと研究費が申請できないが、事業者の安全性に係る意識の向上を図るため、類似のシステムを設けてはどうか。
- 利用者の理解が広がるよう、貸切バスの運賃の制度趣旨をわかりやすく伝えていくことが必要。
- 安全コストに適正な投資をしたら報われる、魅力ある業界にしていくためにも、安全性の「見える化」をぜひとも進めるべき。
- 事業者の行政処分情報をスマホで検索できるようになったことは、一步前進。旅行業者が貸切バス事業者を選定したり、利用者が旅行商品を選択したりする際に、活用を進めていくべき。
- セーフティバスの認知度は、まだ高くないと実感。利用者の認知度向上にさらに取り組むことが必要。
- 法令を遵守しない者に対して厳しい態度で臨むことは必要だが、一方で、運転者が、乗客の命を預かるという重い責任に見合う待遇を受けられるようにすることも重要。
- デジタル式運行記録計についても、ドライブレコーダーと同様に記録の活用・分析を進めていく必要。
- シートベルトについては、装着の徹底を図るため、有効性も含めた広報の方法を検討してほしい。
- 今後の検討では、対策を講じることによって、安全性に係るリスクがどれだけ低減するのか客観的に示すことが必要。

中間整理のとりまとめについては、委員長に一任された。

以上